誓　　約　　書

　借受人は、保育士修学資金貸付事業における貸付とは別に、高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」の対象となる大学等において行われる学則に定める授業料及び入学金の減免を希望するので、締結した修学資金貸付契約書にかかわらず、下記について同意することを誓約します。

記

１　授業料及び入学金の減免額が確定したときは、授業料及び入学金から減免の上限額　を差し引き、減免後も自己負担が生じた場合に限り、自己負担額の範囲内において、　保育士修学資金貸付事業の貸付を受けることに同意します。

　　　社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

　　　　会　長　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　借受人

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人（未成年者の場合は法定代理人）

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　 印